

## 児童虐待への対応について

- 1 児童相談所の役割及び組織等・・・・・・・・・・資料 1
- 2 本市の児童虐待の状況・・・・・・・・・・資料 2
- 3 児童相談所の児童虐待対応について
  - (1) 児童相談所の相談・支援の流れ・・・・・・・・・・資料 3-1
  - (2) 児童相談所と区福祉保健センターの連携について・・・・資料 3-2
  - (3) 児童相談所と地域との連携について・・・・・・・・・・資料 3-3
  - (4) 一時保護について・・・・・・・・・・資料 3-4
  - (5) 臨検・捜索について・・・・・・・・・・資料 3-5
- 4 児童虐待事例の概要
  - (1) 港北区 1 歳女児死亡事例について・・・・・・・・・・資料 4-1
  - (2) 戸塚区小 5 男児児童虐待事例について・・・・・・・・・・資料 4-2

### (参考)

- 参考 1 児童虐待による重篤事例等検証委員会
- 参考 2 児童虐待対策プロジェクト
- 参考 3 横浜市における子育て支援体制

## 児童相談所の役割及び組織等

### 1 役割

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置しており、18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。各区の福祉保健センター（各区役所）においても子どもに関する相談を受け付けていますが、特に児童相談所では、児童及び家庭の調査や医学的、心理学的判定を行い、これらをもとに指導・援助するとともに、施設への措置及び一時保護等を行っています。

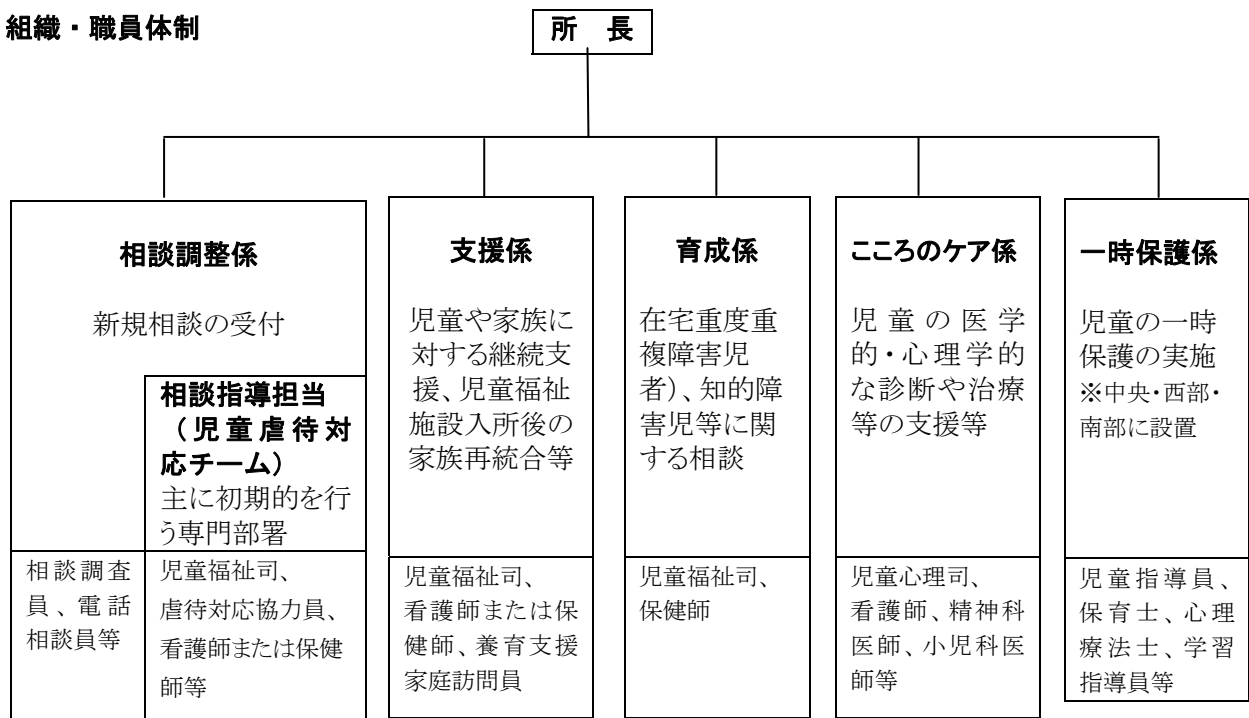
### 2 所在地及び所管区域

平成19年6月に新中央児童相談所を開設し、1相談所あたり4～5区を所管しています。

	所在地	所管区域	児童人口
中央児童相談所	南区浦舟町 3-44-2	5区(鶴見・神奈川・西・中・南)	129,608人
西部児童相談所	保土ヶ谷区川辺町 5-10	4区(保土ヶ谷・旭・泉・瀬谷)	118,267人
南部児童相談所	磯子区洋光台 3-18-29	5区(港南・磯子・金沢・戸塚・栄)	178,984人
北部児童相談所	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	4区(港北・緑・青葉・都筑)	181,449人

※児童人口は、平成22年1月1日現在

### 3 組織・職員体制



※この他、中央児童相談所に副所長、支援課長、庶務係が配置されています。

※また、北部児童相談所には、一時保護係はありません。

児童福祉司や児童心理司、児童指導員、精神科医師等の専門職員が各係においてそれぞれの業務を実施するとともに、必要に応じてチームを組んで支援を行っています。

#### ・児童相談所職員数の推移

年 度	18	19	20	21	22
職員数(人)	189	294	309	315	328
児童福祉司数(人)	64	75	80	81	81

【参考】児童福祉司は児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う。(児童福祉法第13条)

## 本市の児童虐待の状況

## 1 相談件数

・新規相談受付件数（含む電話相談）（単位：件）

年 度		17		18		19		20		21	
養 護	虐 待	3,248	<b>1,182</b>	3,066	<b>1,275</b>	3,937	<b>1,863</b>	3,953	<b>2,156</b>	4,224	<b>2,422</b>
	虐待以外		2,066		1,791		2,074		1,797		1,802
育成（子育て）		1,853		2,016		1,799		1,533		1,582	
障害		6,200		7,145		6,879		7,916		7,222	
非行		445		487		479		589		632	
その他		881		720		694		1,655		1,276	
合 計		<b>12,627</b>		<b>13,434</b>		<b>13,788</b>		<b>15,646</b>		<b>14,936</b>	

## 2 児童虐待新規把握件数

（単位：件）

年 度		17	18	19	20	21
件 数		<b>677</b>	<b>683</b>	<b>701</b>	<b>631</b>	<b>720</b>
内 訳	身体的虐待	266	246	276	278	302
	ネグレクト	235	265	288	203	214
	性的虐待	14	21	18	22	19
	心理的虐待	162	151	119	128	185

## 3 虐待対応件数

年度末件数（単位：件）

年 度	17	18	19	20	21
虐待対応件数	<b>1,736</b>	<b>1,869</b>	<b>2,106</b>	<b>2,156</b>	<b>2,208</b>

## 4 一時保護

中央・西部・南部児童相談所に付設された一時保護所において一時保護を実施

・一時保護件数の推移

年 度		17	18	19	20	21
一時保護件数（件）		563	619	785	811	825
虐待を理由とするもの		<b>198</b>	<b>227</b>	<b>276</b>	<b>297</b>	<b>294</b>
児童1人当たり平均入所日数（日）		48.0	49.8	41.7	51.0	45.5
1日当たり入所人数（人）		74.1	84.5	89.5	113.4	102.9
一時保護所定員（人）		84	84	131	131	131

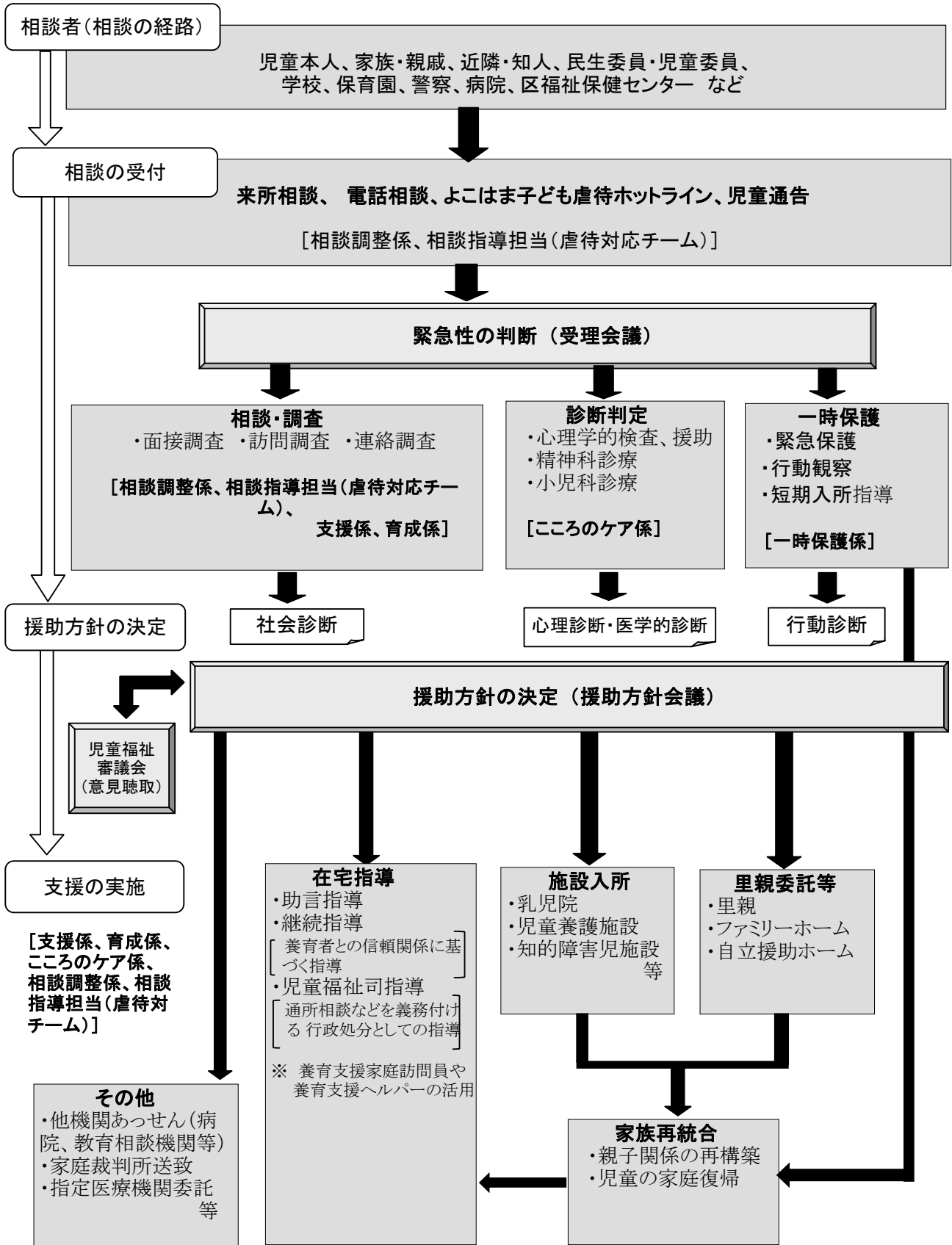
## 5 よこはま子ども虐待ホットライン通報等件数

中央児童相談所に設置し、24時間365日フリーダイヤル（0120-805-240）で児童虐待等の通報・相談に対応

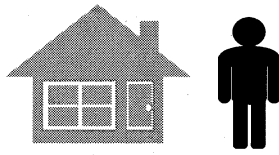
・通報等件数の推移（単位：件）

年 度	17	18	19	20	21
通報等件数	1,107	1,248	1,597	2,062	1,900
虐待関係	<b>584</b>	<b>595</b>	<b>683</b>	<b>659</b>	<b>714</b>

児童相談所の相談・支援の流れ（虐待以外の相談も含む）



# よこはま子ども虐待ホットラインについて



家族、親族 虐待者本人 児童本人 近隣、知人 民生・児童委員 学校・保育園 警察 医療機関 など

市民・関係機関

相談・通報

よこはま子ども虐待ホットライン(24時間フリーダイヤル)

夜間  
休日

平日 17:00～翌9:00  
休日 9:00～翌9:00

- ホットライン相談員が対応
  - ・緊急時は、中央児童相談所の緊急対応職員に連絡
  - ・一般相談は、翌日所管区の担当児童相談所に連絡

平日  
昼間

9:00～17:00

- ホットラインから当該児童相談所に転送

## ■ 緊急性の判断(虐待の程度・状況・情報の確認)

夜間  
休日

- 中央児童相談所の緊急対応職員が初期対応(内容に応じて、ケースの担当係長等へ連絡して対応)

平日  
昼間

- 緊急協議(援助方針会議)で対応方針を決定
- 「児童虐待対応チーム」が初期対応

緊急対応の必要「あり」

- ・情報収集
- ・現地調査
- ・子どもの安否確認
- ・必要に応じて緊急一時保護

原則として48時間以内に児童の安否確認を実施  
(児童相談所運営指針)

緊急対応の必要「なし」

- ・情報収集
- ・関係機関等調査等

調査・判定・援助方針の決定

夜間  
休日

### 【職員体制】

- 中央児童相談所に緊急対応の職員を配置(2人体制)

平日  
昼間

### 【職員体制】

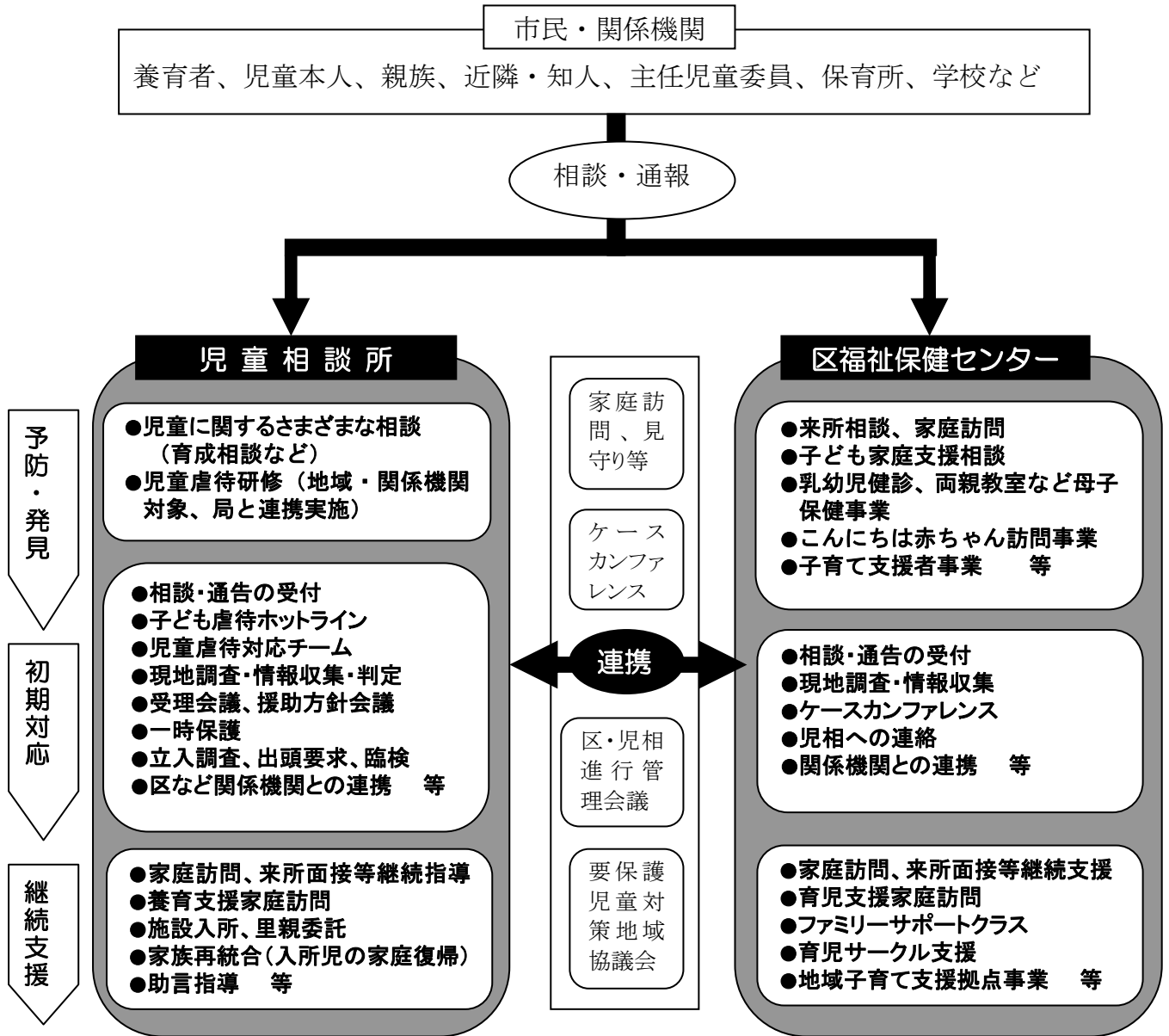
- 相談指導担当(児童虐待対応チーム)

<各児童相談所>6人

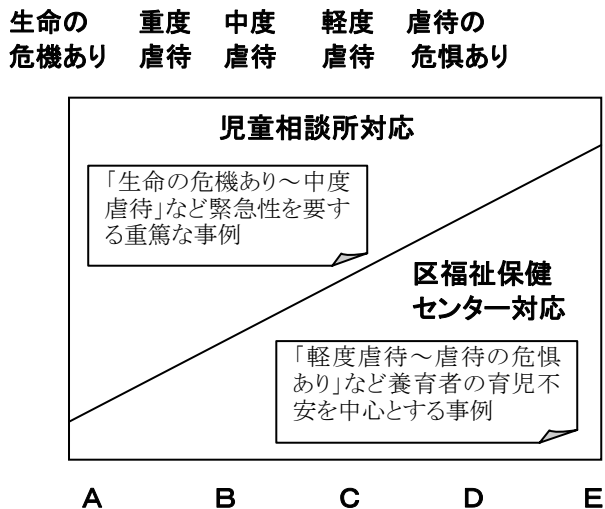
係長1、児童福祉司3、看護師1、児童虐待対応協力員1

支援の実施

### 児童相談所と区福祉保健センターの連携について



#### ◆不適切養育支援における児童相談所と区の役割分担



【参考】不適切な養育の5段階分類

児相での対応	A	生命の危険がある（性的虐待や重度の心理的虐待も含める）	↑ 重          □ □ □ 軽
	B	今すぐには生命の危険がなくても現に子どもが虐待を受けていて、誰かの介入なしには虐待の継続、あるいは増強するおそれがある。	
	C	Dランクのうち、A・Bランクへの移行が懸念される。	
区での対応	D	（生命の危険はない）虐待とはいえないが虐待を疑わせる行動がみられる。または、養育者からの虐待を危惧する訴え、育児不安の訴えがある。	
	E	虐待は見られない（現状では見られないが、おそれがある）が、養育にうまく対応できない状態が見られる。または、養育者からの育児不安の訴えがある。支援により「不適切な養育」の改善が期待される	



## 児童相談所と地域との連携について（要保護児童対策地域協議会）

児童虐待への対応や支援は、一人の支援者や一つの機関だけでできるものではなく、児童や家族に関わる様々な関係者や関係機関が密に連携していくことが重要です。

要保護児童（虐待を受けている子ども等）の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした「要保護児童対策地域協議会」（以下、「協議会」）が設置されています。

### \* 児童福祉法第 25 条の 2

- ② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

横浜市の協議会は、次の通り、3層構造で構成されています。

#### ① 代表者会議（横浜市子育て SOS 連絡会）

教育関係、民生委員・児童委員、医療関係、法曹関係、警察、市民団体等関係団体の代表者や学識経験者で構成し、年2回、定期的で開催し、児童虐待防止のための啓発活動やネットワーク作り等、全市的な児童虐待対策の推進や関連事業の総合調整に関する協議を行っています。

#### ② 実務者会議（各区の「児童虐待防止連絡会」）

各区において、福祉保健センターと所管児童相談所が事務局となり、年3～4回程度開催しています。学校、保育所、幼稚園、民生委員・児童委員、主任児童委員、医療機関、警察等、地域の関係機関の実務者が集まり必要な情報交換を行い、円滑な連携の為の協議を行っています。

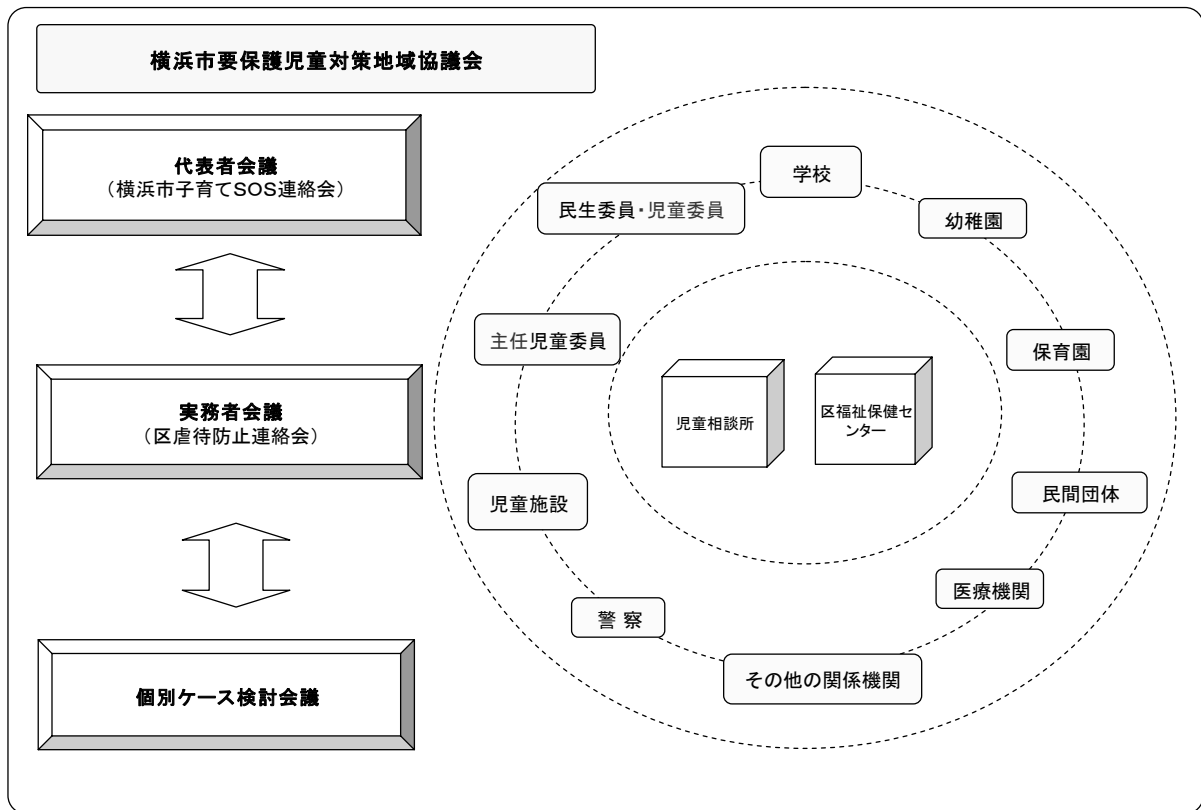
#### ③ 個別ケース検討会議

個別のケース（要保護児童）について、その児童や養育者に直接関わりある関係者が集まり、具体的な支援策について検討するための会議です。

会議は適時開催し、必要な情報を共有して、課題や問題点を抽出し、具体的な援助方法と各関係者の役割分担を決定しています。



## ■要保護児童対策地域協議会の構成



## ■守秘義務について

要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等には守秘義務が課せられています。

このことにより、個人情報の提供に躊躇する関係者等から積極的な情報提供が図られ、虐待を含めた要保護児童の迅速・適切な支援や保護が可能となることが期待されます。

### \*要保護児童対策地域協議会運営指針（第5章 守秘義務）

・地域協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童の適切な保護を図るためのものであり、地域協議会の構成員及び構成員であった者は、地域協議会の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。（児童福祉法第25条の5）

・守秘義務に反し、秘密を漏らした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に課せられる。（児童福祉法第61条の3）

## 一 時 保 護 に つ い て

### 1 一時保護とは

児童福祉法第 33 条に基づき、児童相談所長が必要と認めた場合に児童を児童相談所付設の一時保護所に入所させる（または、乳児院や病院、警察署などの施設や機関に委託する）行政処分です。

一時保護は、養育者の同意を得ることを原則としていますが、子どもをそのまま放置できない場合は、児童相談所長の判断により実施することができます。

なお、子どもの行動を制限することになるので、一時保護の期間については、2 か月以内が原則となっています。

### 2 一時保護が必要な場合

#### (1) 緊急保護

- ア 棄児、迷子、家出等、緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ウ 子どもの行動が自己又は他人に危害を及ぼし若しくは及ぼすおそれがある場合

#### (2) 行動観察

適切かつ具体的な援助方針を定めるため、行動観察等を行う必要がある場合

#### (3) 短期入所指導

短期間の心理療法や生活指導等が有効と判断される場合で、他の方法による援助が困難又は不相当と判断される場合

### 3 一時保護における考慮事項

児童の安全を最優先に、一時保護を実施します。その上で、次の影響も考慮して、介入と支援を行います。

#### (1) 子どもへの影響

- ア 親子分離により、子どものトラウマの原因となる場合があること
- イ 子どもが、「自分が悪いから親と離された」と、自分を責め、傷つく場合があること

#### (2) 家族への影響

- ア 児童相談所と家族との関係が悪化し、その後の家族に対する支援・指導が困難になる可能性があること
- イ 家族が子育てする力を弱めてしまう可能性があること
- ウ 家族関係の再構築が困難になる可能性があること

### 【参考】

#### 1 児童福祉法（第 33 条第 1 項：抜粋）

「児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。」

#### 2 児童虐待防止法（第 8 条第 2 項：抜粋）

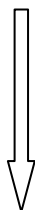
「児童虐待に係る通告又は市町村等からの送致を受けた場合、児童相談所長は、当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ一時保護を行うものとする。」

## 「臨検・捜索」について

児童虐待防止法では、従来から子どもの住居に立入調査することが認められています。この立入調査を強化するため、平成 20 年の同法の改正で新設された制度が「臨検・捜索」であり、裁判所の許可を得て、開錠して家屋に入るなどの強制的な調査が可能となりました。

「臨検・捜索」を実施するまでの流れは次のとおりです。

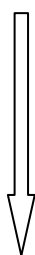
### ① 出頭要求に応じない (※ 出頭要求を省略しても②からの手続きで臨検・捜索可能)



出頭要求等 (児童虐待防止法 第 8 条の 2)

○児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

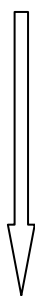
### ② 立入調査が正当な理由なく拒否される



立入調査 (児童虐待防止法 第 9 条)

○児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員または、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

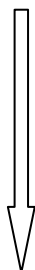
### ③ 再出頭要求に応じない



再出頭要求等 (児童虐待防止法 第 9 条の 2)

○保護者が正当な理由なく、立入調査を拒み、妨げ、または忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

### ④ 家庭裁判所に許可状の発行を求める



許可状請求に必要なもの

- ・ 児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料
- ・ その住所又は居所に当該児童が現存すると認められる資料
- ・ 保護者が立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したことを証する資料
- ・ 立入調査拒否後の出頭の要求に応じなかったことを証する資料

### ⑤ 「臨検・捜索の実施」

## 港北区 1 歳女児 死亡事例について

### 1 概要

平成 21 年 12 月 19 日（土）午後 1 時 30 分頃、自宅でぐったりしている本児を実母が発見、実母と同居男性が近隣の医療機関に連れていったところ、心肺停止状態のため看護師が 119 番通報。救急搬送された病院で午後 4 時 7 分死亡が確認され、病院から港北警察署に通報がありました。

死因は窒息死と判明し警察で捜査していましたが、本児を木箱に入れたことによる酸欠死として、平成 22 年 7 月 24 日、実母と同居男性が監禁致死の疑いで逮捕され、8 月 13 日に起訴されました。

### 2 当該児童の世帯状況 ※事件当時の年齢

実母	21 歳（7 / 23 逮捕勾留）
本児	1 歳
姉	2 歳（現在一時保護中）
同居男性	37 歳（7 / 23 逮捕勾留）
同居男性の母	68 歳

平成 20 年 12 月 26 日に、転入前の自治体から港北区に転入した旨の連絡があり把握した事例です。

転入前の自治体では、本児の姉の妊娠時に、若年妊婦（当時 18 歳）ということで相談を開始し、経済的な問題やDV問題を合わせて抱えていた世帯でした。

そうした中で、インターネットで知り合った同居男性宅に平成 20 年 12 月 19 日頃転入したと見られますが、住民票異動等の転入手続きはされていませんでした。

### 3 対応経過

- （1） 港北区では、離婚のための女性福祉相談を経て国民健康保険の加入等各種手続きと、子ども達の発達状況把握等について、平成 20 年 12 月から電話もしくは訪問により、支援を行っていました。
- （2） 港北区と北部児童相談所は、平成 21 年 2 月から、毎月 1 回の要保護児童定例カンファレンスで情報の共有を行っていました。

- (3) 平成21年6月には、本児達の養育状況がネグレクト状態にあると児童相談所が認定し、今後は、区の保健師が訪問を続け、児童相談所は区と密に連絡を取りながら介入が必要な局面ではすぐに対応をするという役割分担を決めました。
- (4) 以降概ね月に1度は、家庭訪問や電話による生活状況の確認を行っています。状況は表の通りです。

月	電話確認	訪問確認
6月	4回	2回(両)
7月	7回	1回(児)
8月	2回	2回(区・1回不在)
9月		1回(区・不在)
10月	1回	2回(区・1回不在)
11月	1回	2回(区・1回不在)
12月	2回	3回(児) ※ 最後の目視は12月の1回目(12/4)

(両)・・・区及び児童相談所 (区)・・・区職員による (児)・・・児童相談所職員による

- (5) 本児が死亡した12月は児童相談所が3回家庭訪問し、12月4日には本児を目視確認しています。12月11日には入所を勧めてきた保育園の申請書の提出があり、12月17日には、実母と同居男性の母と面談し、保育園や子ども達の行動について相談がありました。
- 12月25日には区役所で保育園の説明を受けること、1月には児童相談所に来所することを予定していました。

- (6) 平成21年12月19日 事件発生

## 戸塚区小5男児 児童虐待事例について

### 1 概要

平成22年7月23日（金）戸塚警察署が、コンビニエンスストアで万引きした食べ物を店内のトイレで食べていた本児の体にあざがあったことから本児を保護し、傷害罪で実父及び同居女性を逮捕しました。その後2人は、8月13日に起訴されています。

### 2 当該児童の世帯状況 ※ 逮捕当時の年齢

実父	34歳	(7/23 逮捕勾留)	
本児	11歳	小学校5年生	*
弟	10歳	小学校4年生	*
妹	6歳	小学校1年生	*
同居女性	36歳	(7/23 逮捕勾留)	
その長男	10歳	小学校5年生	*
その長女	9歳	小学校4年生	*

\* 現在一時保護中

離婚により実父及び本児を含む3人きょうだいの父子世帯ですが、その後、近隣に住んでいた今回の同居女性（2人の子どものいる母子世帯）宅にて、平成21年の春頃に同居を開始したと見られます。

※ 同居女性世帯については、平成19年2月から、2人の子どもの不登校等の問題で南部児童相談所が関わっていました。

### 3 対応経過

(1) 平成22年6月22日（火） 在籍小学校の児童支援専任教諭から南部児童相談所に電話で情報提供

- ・ 昨日、「本児がコンビニエンスストア店内に裸足でいる」との通報をうけた戸塚警察署が、本児を保護した。
- ・ あざ等がないことから学校で保護者引き取りとなった。
- ・ この時、実父及び同居女性からはげしい叱責があった。

(2) 平成 22 年 7 月 6 日 (火) 在籍小学校長 来所

児童福祉法第 25 条 (※) に基づく通告書持参

通告理由：本児の養育環境が不安定で、虐待を受けている可能性がある。

南部児童相談所として、学校訪問により状況を確認することとしました。

※児童福祉法第 25 条：要保護児童を発見した者は、児童相談所等に通告しなければならない。

(3) 平成 22 年 7 月 20 日 (火) 在籍小学校訪問

校長、児童支援専任教諭、担任教諭から聴取

- ・ 本児は 3 年生時は 5 日欠席、4 年生時は 155 日欠席。  
5 年生時の出席は 5 月 20 日 (木) から 6 月 17 日 (木) の間と、6 月 22 日 (火)、  
23 日 (水) のみ。

学校から当該世帯に対し状況確認の電話を入れることとし、南部児童相談所への相談も促してもらうこととしました。

(4) 平成 22 年 7 月 23 日 (金)

戸塚警察署が本児を保護し、傷害容疑で実父及び同居女性を逮捕しました。

## 児童虐待による重篤事例等検証委員会

平成 20 年 4 月に改正された「児童虐待の防止等に関する法律」により、児童が重大な被害を受けた虐待事例の分析・検証が地方公共団体の責務とされました。横浜市では、平成 20 年に「児童虐待による重篤事例等検証委員会」（非公開）を設置し、児童相談所又は区が関わっていた虐待による死亡事例については、すべてこの検証委員会で検証することとしています。検証委員会は、平成 19 年に起こった死亡事例をモデルとして、平成 20 年度に検証を実施しました。

現在、港北区の 1 歳女児死亡事例について、検証を行っており、年度内に報告書をまとめます。

### < 検証委員会委員 >

- 飯島 奈津子（横浜弁護士会 弁護士）
- 大森 武（湘南病院 医師）
- 新保 幸男（神奈川県立保健福祉大学 教授）
- 永井 恒雄（横浜市主任児童委員連絡会 副代表）
- 中板 育美（国立保健医療科学院 主任研究官）





## 児童虐待対策プロジェクトについて

港北区、戸塚区で相次いで児童虐待事件が明らかになりました。横浜市でも児童虐待は後を絶たず、実効性のある対策を速やかに実施することが求められています。

そこで、児童虐待に関係する局と、その対応に直接携わる児童相談所、区福祉保健センターの職員によるプロジェクトチームをつくり、児童虐待防止対策について総合的に検討します。

### 1 メンバー 21名 名簿：裏面のとおり

- (1) 区福祉保健センター関係課職員
- (2) 都市経営局関係課職員
- (3) こども青少年局関係課職員
- (4) こども青少年局児童相談所職員
- (5) 健康福祉局関係課職員
- (6) 教育委員会関係課職員
- (7) その他横浜市職員のうち市長が適当と認めるもの

### 2 スケジュール

第1回 9月1日（水） 市長が参加し意見交換

第2回 9月中旬

以降、概ね月に2回ほど開催し、23年3月までに報告をまとめる予定です。

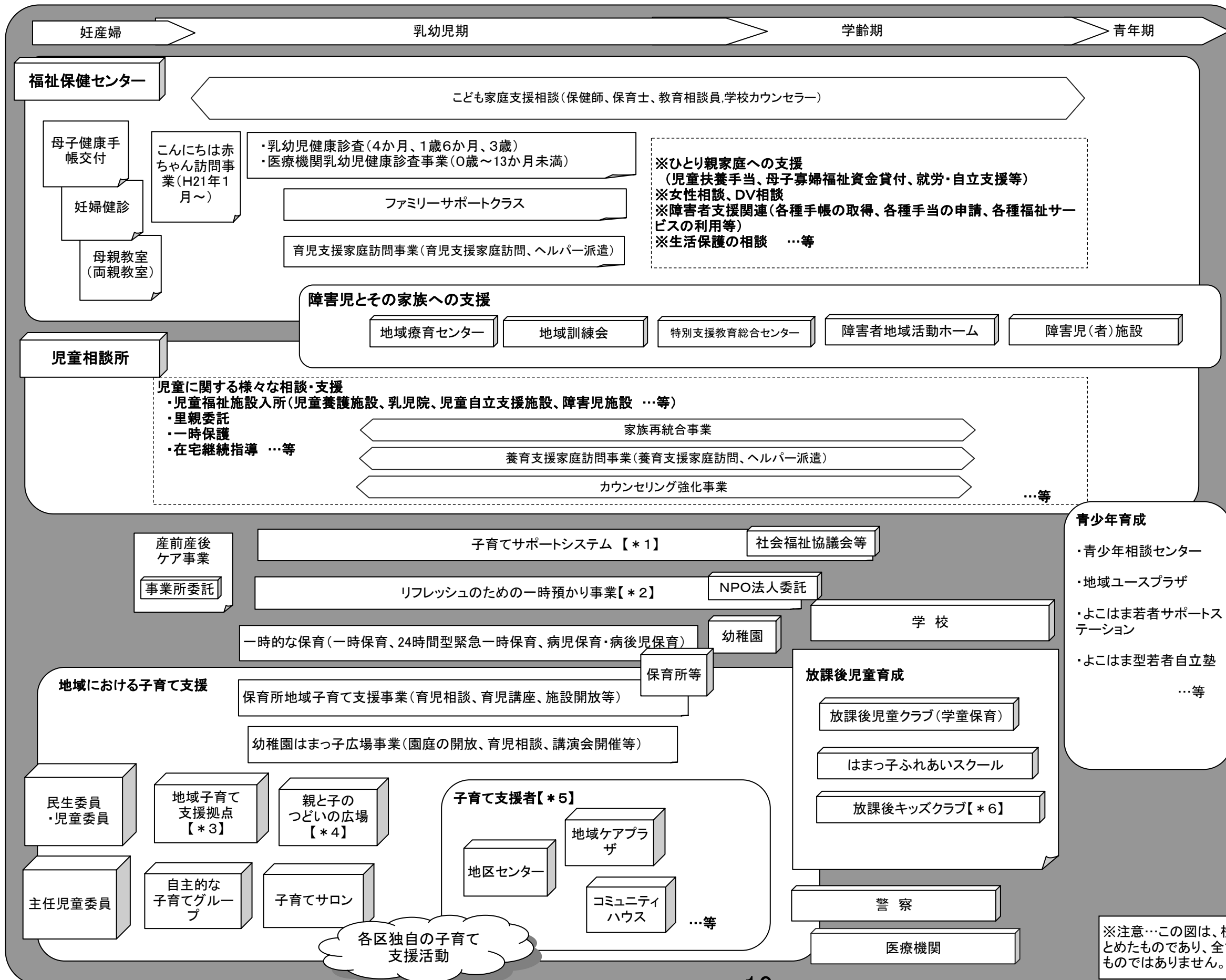
児童虐待対策プロジェクトメンバー

平成 22 年 9 月 1 日

	職 名	氏 名
1	こども青少年局長	鯉淵 信也
2	こども青少年局こども福祉保健部長	鈴木 紀之
3	鶴見区福祉保健センター福祉保健課長	斎藤 功
4	港北区福祉保健センターこども家庭支援課長	本間 睦
5	瀬谷区福祉保健センターこども家庭支援課長	近藤 政代
6	鶴見区福祉保健センターこども家庭支援課 こども家庭支援担当係長	佐藤 一
7	都市経営局都市経営推進部都市経営推進課長	宮本 正彦
8	こども青少年局総務部総務課長	片岡 畔
9	こども青少年局総務部企画調整課長	井尻 靖
10	こども青少年局青少年部放課後児童育成課長	池田 一彦
11	こども青少年局子育て支援部子育て支援課長	田中 博章
12	こども青少年局子育て支援部保育運営課長	守屋 龍一
13	こども青少年局西部児童相談所長	中澤 智
14	こども青少年局中央児童相談所支援課 家庭支援担当係長	武田 玲子
15	こども青少年局西部児童相談所相談指導担当係長	蠣崎 吉宏
16	こども青少年局南部児童相談所家庭支援担当係長	原 彰彦
17	こども青少年局北部児童相談所相談調整係長(課長補佐)	岡 聰志
18	健康福祉局生活福祉部保護課長	巻口 徹
19	健康福祉局障害福祉部障害企画課長	細野 博嗣
20	教育委員会事務局指導部人権教育・児童生徒課長	齋藤 宗明
21	教育委員会事務局指導部人権教育・児童生徒課 首席指導主事	石井 博

### 横浜市における子育て支援体制（主要事業の概観）

市民のライフスタイルが多様化する中、子育て支援も、市民の多様なニーズに合わせて、より身近で地域に根ざした施策が求められています。横浜市では「安心して子どもを産み育てられる社会」、「次代を担う子どもや青少年が、夢と希望を持っていきいきと育ち、暮らすことができる社会」を目指し、様々な施策を展開しています。これらの施策の一つ一つは、広い意味での「児童虐待防止」に繋がっているといえます。



【\*1】  
**子育てサポートシステム**  
 子どもを預かってほしい人(利用会員)と、子どもを預かれる人(提供会員)が、それぞれに会員登録して、地域の中で子育ての援助活動を行っています。事業は横浜市社会福祉協議会等に委託されています。

【\*2】  
**リフレッシュのための一時預かり事業**  
 養育者の身体的、心理的負担を軽減するためのリフレッシュを主たる目的とした児童の一時預かり事業です。

【\*3】  
**地域子育て支援拠点**  
 就学前の子どもとその養育者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行っています。また、地域で子育て支援に関わる方のために研修会なども実施しています。

【\*4】  
**親子のつどいの広場**  
 子育て中の親子を対象として、その子育て不安の解消等を図るため、次の活動を行っています。  
 ・親子の交流、遊び場の提供  
 ・子育て相談の実施  
 ・地域の子育て関連情報の提供等

【\*5】  
**子育て支援者**  
 地区センター、地域ケアプラザ等の身近な施設で、先輩ママである子育て支援者が、子どもが遊べる環境の中で、子育て相談を行っています。

【\*6】  
**放課後キッズクラブ**  
 小学校等を活用し、すべての児童を視野に入れた、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた、安全で快適な放課後の居場所事業として、平成16年から実施しています。

※注意…この図は、横浜市における子育て支援体制を概略的にまとめたものであり、全ての施策や事業、関係機関等が網羅されてるものではありません。